



## 軽自動車税の身体障がい者等の減免車両に 係る徴収誤り（口座振替）について

この度、身体障がい者等の方のご使用車両として軽自動車税を継続して減免している車両について、対象者の方の市税振替口座から、減免を反映する前の軽自動車税額を誤って引き落としたことが、6月2日（月）に判明いたしました。

関係の皆さまには、多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

今回の対応等について、次のとおり報告いたします。

- 1 対象者** 身体障がい者等の方のご使用車両として軽自動車税を継続して減免している車両を保有しており、軽自動車税の振替口座を登録されている方
- 2 対応状況等** 対象者の方に早急に電話にてご連絡をし、謝罪とともに還付方法のご説明をさせていただきました。  
還付につきましては、6月13日（金）に還付通知書を発送し、還付先口座を確認いただき、7月11日（金）に口座に還付いたします。  
  
件数：48件      税額：460,300円
- 3 原因** 軽自動車税の減免データの更新処理が遅れたため、金融機関への口座引落データ送信時に減免前の課税データを使用したため
- 4 再発防止策** 事務処理の手順を見直し、複数の職員によるチェック体制の構築などを行い再発防止に努めます。

【問い合わせ】  
総務部税務課諸税担当  
TEL 0277-46-1046